

# 神栖市動物の愛護及び管理に関する条例【概要版】

## 目的(第1条)

人と動物との調和のとれた  
共生社会の実現を図る

## 定義(第2条)

「動物」「飼い主」「係留」の意義を定める

## 市の責務(第3条)

● 目的を達成するため、必要な施策を策定し、実施する



## 市民の責務(第4条)

● 市が行う施策への協力



## 想定する事業

● 飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金  
● 犬のしつけ方教室の実施  
● 動物愛護教育の検討 など



## 飼い主の責務(第5条)

● 動物を適正に飼養する責務  
● 動物の終生飼養、飼養が困難な場合は、新たな飼い主を見つける  
● 飼養する動物の周辺環境に配慮した飼養  
● 飼養する動物が逸走した場合、自らの責任で搜索、収容  
● 飼養する動物のふんの適正処理、他人の財物を損傷又は汚損等迷惑防止

## 犬の飼い主の遵守事項(第6条)

● 常時係留 (例外規定有り)  
● かみつき行為の予防、ふん尿等の適正処理  
● 飼養頭数の把握、不妊手術等の適正な処置  
● 登録と鑑札の装着  
● 狂犬病予防注射の接種と注射済票の装着  
● 特定犬を飼養している旨の標識を掲示

## 猫の飼い主の遵守事項(第7条)

● 屋内での飼養  
● やむを得ず屋外飼養となる場合は不妊手術等の適正な処置を施すこと

## 災害時の動物の保護(第8条)

● 市は市民と相互協力し、動物の保護に努めるとともに、必要な措置を講じる

## 想定される措置

● 避難所のペット受け入れ体制の構築  
● 負傷動物の救護体制の整備 など

## 委任(第9条)

● 条例の定めるもののほか必要な事項は、規則で定める

## 施行日

● 令和3年4月1日